

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
DCIP	1
メパニピリム	4
農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）	8

【参考】

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
ペンフルフェン	9
オキシシン銅	10
フルメツラム	13
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
アラクロール	16
エトキサゾール	19

D C I P

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定	有機塩素系	酵素阻害作用	殺線虫剤	農薬抄録

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、吸収率は少なくとも 58.9%と算出された。排泄は速やかで、投与後 24 時間の尿及び糞中排泄率は 76.8%**TAR** 以上、主要排泄経路は尿中及び呼気中であった。尿中及び呼気中の主要代謝物は代謝物〔Ⅱ〕及び CO_2 であった。
2. はくさい、かんきつ及びトマトを用いた植物体内運命試験が実施され、はくさいにおける主要代謝物は代謝物〔Ⅲ〕であり、最大 39.5%**TRR** 認められた。トマトでは少量の代謝物〔Ⅴ〕が検出された。かんきつでは、未変化の **DCIP** のみが認められた。
3. 毒性試験において **DCIP** 投与による影響は、主に体重（増加抑制）及び血液（貧血）に認められた。
4. 神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。
5. チャイニーズハムスター肺由来細胞（**CHL**）を用いた染色体異常試験において、細胞毒性が発現する用量で陽性が認められたが、マウス骨髄細胞を用いた *in vivo* 小核試験及びその他の試験においては陰性であったことから、**DCIP** に生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

【評価を受ける部会】：評価第四部会

DCIP (DCIP)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
農産物に係る基準値												みかん	0.2	現行	0.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

DCIP (DCIP)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類 型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉																	
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪																	
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓																	
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓																	
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分																	
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳																	
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
ばちみつ																	
ミネラルウォーター類に係る基準値																	

✕ 附 录 ✕

※他の見方※

- ・残留基準値の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロポリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造された又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準値（最終案）公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

メパニピリム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定 ・ 適用拡大	アニリノピリミジン系	胞子の発芽管伸長を阻害し、その後の付着器の形成、宿主への侵入に至る病原菌の感染行動を阻害する	抗菌剤	・ 農薬抄録 ・ 米国及び EU 資料

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、吸収率は少なくとも 74.7～97.9%であった。投与後 120 時間の尿及び糞中排泄率は 83.4～93.9%TAR であり、大部分の 76.9～84.1%TAR が投与後 24 時間で排泄された。主要排泄経路は胆汁を介した糞中であると考えられた。
2. 植物体内運命試験の結果、残留放射能の主要成分はメパニピリムであり、そのほか 10%TRR を超える代謝物としてぶどう（果実）及びいんげんまめ（莢及び茎葉）に M-31 が認められた。
3. 毒性試験においてメパニピリムの影響は、主に肝臓（小葉中心性肝細胞肥大、脂肪化、小葉中心性肝細胞空胞化等）及び腎臓（移行上皮増生、糸球体拡張）に認められた。
4. ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験では、雌で肝細胞腺腫が増加し、雄では増加傾向が認められた。マウスを用いた発がん性試験では、雌雄で肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められた。
5. 繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。
6. 遺伝毒性試験では、メパニピリム（原体）には、遺伝毒性はないものと考えられた。
7. 代謝物 M-11（動物由来）が代謝活性化系存在下の復帰突然変異試験及び染色体異常試験において陽性であった。*in vivo* の小核試験は、2 試験実施されており、最大耐量を投与した場合を除いては陰性の結果が得られており、また、*in vivo* の UDS 試験及びコメットアッセイでは陰性であったことから、生体において問題となるような遺伝毒性はないものと考えられた。分解物 M-29 及び M-30（土壌由来）が細菌を用いた復帰突然変異試験及びチャイニーズハムスター肺由来細胞（CHL 細胞）を用いた染色体異常試験で陽性であった。
8. 各種その他試験が実施され、プロモーション活性及び肝薬物代謝酵素の誘導が認められ、特に雌においては、検体投与による脂質代謝への影響による細胞傷害、肝細胞の増殖活性が雄よりも亢進していることが推察された。

【その他】

EFSA では、メパニピリム投与による肝臓での腫瘍発生の増加の MOE は明らかにはなっていないが、DNA に対する直接的な作用によるものではなく、閾値の

ある発がん性であり、その他の試験の結果からもフェノバルビタール様のメカニズムとされている。

【評価を受ける部会】：評価第一部会

メパニピリム (MEPANIPYRIM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん	0.2	現行	0.2								
米(玄米)												なつみかん											
小麦												なつみかんの外果皮											
大麦												なつみかんの果実全体	2	現行	2								
ライ麦												レモン	2	現行	2								
とうもろこし												オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	現行	2								
そば												グレープフルーツ	2	現行	2								
その他の穀類												ライム	2	現行	2								
												その他のかんきつ類果実	2	現行	2								
大豆												りんご	2	現行	2								
小豆類	0.5	現行	0.5									日本なし	2	現行	2								
えんどう	0.5	登録		0.5							4	西洋なし	2	現行	2								
そら豆	0.5	登録		0.5							4	マルメロ	2	登録		2						4	
らっかせい	0.5	登録		0.5							4	びわ	2	登録		2						4	
その他の豆類	0.5	登録		0.5							4												
ばれいしょ												もも	2	現行	2								
さといも類(やつがしらを含む。)												ネクタリン	2	登録		2						4	
かんしょ												あんず(アブリコットを含む。)	20	登録		15						4	
やまいも(長いもをいう。)												すもも(プルーンを含む。)	20	登録		15						4	
こんにやくいも												うめ	20	登録		15						4	
その他のいも類												おうとう(チェリーを含む。)	20	登録		15						4	
てんさい												いちご	10	現行	10								
さとうきび												ラズベリー	20	登録		15						4	
												ブラックベリー	20	登録		15						4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ブルーベリー	20	登録		15						4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)												クランベリー	20	登録		15						4	
かぶ類の根												ハuckleベリー	20	登録		15						4	
かぶ類の葉												その他のベリー類果実	20	登録		15						4	
西洋わさび												ぶどう	15	現行	15								
クレソン												かき	2	登録		2						4	
はくさい												バナナ	2	登録		2						4	
キャベツ												キウイ	2	登録		2						4	
芽キャベツ												パパイヤ	2	登録		2						4	
ケール												アボカド	2	登録		2						4	
にまつな												パイナップル	2	登録		2						4	
きょうな												グアバ	2	登録		2						4	
デンゲンサイ												マンゴ	2	登録		2						4	
カリフラワー												パッションフルーツ	2	登録		2						4	
ブロッコリー												なつめやし	20	登録		15						4	
その他のあぶらな科野菜																							
ごぼう												その他の果実	20	登録		15						4	
サルシフィー												ひまわりの種子											
アーティチョーク												ごまの種子											
チコリ												べにばなの種子											
エンダイブ												綿実											
しゅんぎく												なたね											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)												その他のオイルシード											
その他のきく科野菜																							
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)	10	登録		10							4	くり											
にんにく												ペカン											
にら												アーモンド											
アスパラガス												くるみ											
わけぎ												その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜																							
にんじん												茶											
パースニップ												コーヒー豆											
パセリ												カカオ豆											
セロリ												ホップ											
みつば												その他のスパイス	20	独立									
その他のせり科野菜												その他のハーブ	5	独立									
トマト	5	現行	5																				
ピーマン																							
なす	5	現行	5																				
その他のなす科野菜	5	登録		5							4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	現行	2																				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	登録		5							4												
しろり	5	登録		5							4												
すいか	2	登録		2							4												
メロン類果実	2	登録		2							4												
まくわうり	2	登録		2							4												
その他のうり科野菜	5	登録		5							4												
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
米成熟えんどう	2	登録		2							4												
米成熟いんげん	2	現行	2																				
えだまめ	2	登録		2							4												
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜	5	登録		5							4												

メパニピリム(MEPANIPYRIM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

農薬専門調査会体制（平成24年4月農薬専門調査会決定）（平成24年12月一部改訂）

幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

審議結果を幹事会に報告

幹事会

納屋 聖人 《座長》
西川 秋佳 《副座長》
赤池 昭紀
上路 雅子
三枝 順三
永田 清
嘉介 長野
正充 本間
清司 松本
緑 吉田

評価第一部会

○山崎 浩史
（昭和薬科大教授・動物代謝）
○上路 雅子 《座長》
（日植防技術顧問・植物代謝）
○相磯 成敏
（バイオアッセイ研部長・毒性）
○赤池 昭紀 《副座長》
（名古屋大教授・神経毒性）
○津田 修治
（岩手県環境保健研究センター・毒性）
○義澤 克彦
（関西医科大講師・毒性）
○福井 義浩
（徳島大教授・生殖）
○堀本 政夫
（千葉科学大教授・生殖）
○若栗 忍
（秦野研研究員補・遺伝毒性）

評価第二部会

○細川 正清
（千葉科学大学部長・動物代謝）
○腰岡 政二（新任）
（日本大教授・植物代謝）
○泉 啓介
（徳島大教授・毒性）
○藤本 成明
（広島大准教授・毒性）
○松本 清司 《副座長》
（信州大准教授・毒性）
○吉田 緑 《座長》
（国衛研室長・毒性）
○桑形 麻樹子
（秦野研室長・生殖）
○根岸 友恵
（岡山大准教授・遺伝毒性）
○本間 正充
（国衛研部長・遺伝毒性）

評価第三部会

○永田 清
（東北薬科大教授・動物代謝）
○田村 廣人
（名城大教授・植物代謝）
○浅野 哲
（国際医療福祉大教授・毒性）
○小野 敦
（国衛研主任研究官・毒性）
○三枝 順三 《座長》
（JST技術参事・毒性）
○納屋 聖人 《副座長》
（産総研主任研究員・生殖）
○八田 稔久
（金沢医科大教授・生殖）
○佐々木 有
（八戸高専教授・遺伝毒性）
○増村 健一
（国衛研室長・遺伝毒性）

評価第四部会

○玉井 郁巳
（金沢大教授・動物代謝）
○根本 信雄
（富山大名誉教授・動物代謝）
○與話 靖洋
（農環研研究コーディネータ・植物代謝）
○川口 博明
（鹿児島大准教授・毒性）
○長野 嘉介 《副座長》
（元バイオアッセイ研副所長・毒性）
○西川 秋佳 《座長》
（国衛研安全性研究センター長・毒性）
○山手 文至
（大阪府立大教授・毒性）
○代田 眞理子
（麻布大教授・生殖）
○森田 健
（国衛研室長・遺伝毒性）

専門参考人

○小澤 正吾
（岩手医科大教授・動物代謝）
○太田 敏博
（東京薬科大教授・遺伝毒性）

○高木 篤也
（国衛研室長・毒性）
○中塚 敏夫*
（JST主任調査員・生殖）

○長尾 哲二
（近畿大教授・生殖）
○林 真
（安評センター理事長・遺伝毒性）

○平塚 明
（東京薬科大教授・動物代謝）

* 平成24年12月から

ペンフルフェン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規登録申請に伴う 基準設定要請 魚介類への基準値の 要請	アルキルア ミド系	ミトコンドリアの電 子伝達系における酵 素を阻害すること により作用	殺菌剤	・農薬抄録 ・試験成績報告書

【試験成績の概要】

米、ばれいしょに対する新規登録申請及び魚介類への基準値の要請がなされている。

【事務局における気づきの点など】

1. 動物体内運命試験でラットの体内吸収率は **93.9%**と算出された。投与後 **72 時間**以内に **93%TAR** 以上が尿糞中に排泄され、蓄積傾向はみられなかった。主要排泄経路は雄では糞中であり、雌では尿、糞中（ほぼ 1/1）であった。ペンフルフェンの代謝は広汎に起こり構造中の **12** か所の部位における、水酸化、カルボン酸及びケトンへの酸化、システイン抱合、グルクロン酸抱合、アルキル側鎖の酸化開裂及び二つの環の間の開裂等の反応の組み合わせにより少量、多数の代謝物が生成した。
2. 植物体内運命試験の結果、玄米、もみがら、ばれいしょ塊茎、だいで草において残留放射能の大部分は親化合物であった。**10%TRR** を超えた主要代謝物は **[M02]**（玄米、もみがら、ばれいしょ塊茎）及びその抱合体（ばれいしょ塊茎、小麦、だいで種実）、**[M64]**（小麦）、**[M65]**（だいで）、**[M52]**（だいで）及び**[M61]**（だいで茎葉）であった。
3. 中・長期毒性試験においてペンフルフェン投与による影響は、主に体重増加抑制、肝重量増加（ラット、イヌ）に認められた。
4. 急性及び亜急性神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、及び遺伝毒性は認められなかった。

オキシシン銅

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ 適用拡大	有機銅系	脱水素酵素 阻害作用	殺菌剤	農薬抄録

【事務局における気づきの点など】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、吸収率は少なくとも 45.8%と算出された。排泄は速やかで、投与後 24 時間の尿及び糞中排泄率は 83%**TAR** 以上、主要排泄経路は尿中であつた。代謝物の分析は実施されていない。
2. みかん、りんご及びレタスを用いた植物体内運命試験の結果、主要成分は未変化のオキシシン銅又は代謝物 **B** であつた。
3. 各種毒性試験結果から、オキシシン銅の影響は、主に体重（増加抑制）及び消化器（嘔吐、軟便、下痢等）に認められた。
4. 発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

オキシ銅 (OXINE-COPPER)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん	2	登録		2							4
米(玄米)												なつみかん											
												なつみかんの外果皮	5	登録		5							4
小麦	0.1	登録		0.1							4	なつみかんの果実全体	2	登録		2							4
大麦	0.1	登録		0.1							4	レモン	2	登録		2							4
ライ麦	0.1	登録		0.1							4	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	登録		2							4
とうもろこし	0.1	登録		0.1							4	グレープフルーツ	2	登録		2							4
そば	0.1	登録		0.1							4	ライム	2	登録		2							4
その他の穀類	0.1	登録		0.1							4	その他のかんきつ類果実	2	登録		2							4
大豆												りんご	2	登録		2							4
小豆類												日本なし	2	登録		2							4
えんどう												西洋なし	2	登録		2							4
そら豆												マルメロ	2	登録		2							4
らっかせい												びわ	2	登録		2							4
その他の豆類												もも	2	登録		2							4
ばれいしょ	0.1	登録		0.1							4	ネクタリン	2	登録		2							4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	登録		0.1							4	あんず(アブリコットを含む。)	2	登録		2							4
かんしょ	0.1	登録		0.1							4	すもも(プルーンを含む。)	2	登録		2							4
やまいも(長いもをいう。)	0.1	登録		0.1							4	うめ	2	登録		2							4
こんにゃくいも	0.1	登録		0.1							4	おうとう(チェリーを含む。)	2	登録		2							4
その他のいも類	0.1	登録		0.1							4	いちご	2	登録		2							4
てんさい												ラズベリー	2	登録		2							4
さとうきび												ブラックベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	登録		1							4	ブルーベリー	2	登録		2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	登録		1							4	クランベリー	2	登録		2							4
かぶ類の根	1	登録		1							4	ハックルベリー	2	登録		2							4
かぶ類の葉	1	登録		1							4	その他のベリー類果実	2	登録		2							4
西洋わさび	1	登録		1							4	ぶどう	2	登録		2							4
クレソン	1	登録		1							4	かき	2	登録		2							4
はくさい	1	登録		1							4	バナナ	2	登録		2							4
キャベツ	1	登録		1							4	キウイ	2	登録		2							4
芽キャベツ	1	登録		1							4	パパイヤ	2	登録		2							4
ケール	1	登録		1							4	アボカド	2	登録		2							4
こまつな	1	登録		1							4	パイナップル	2	登録		2							4
きょうな	1	登録		1							4	グアバ	2	登録		2							4
チンゲンサイ	1	登録		1							4	マンゴ	2	登録		2							4
カリフラワー	1	登録		1							4	パッションフルーツ	2	登録		2							4
ブロッコリー	1	登録		1							4	なつめやし	2	登録		2							4
その他のあぶらな科野菜	1	登録		1							4	その他の果実	2	登録		2							4
ごぼう	1	登録		1							4	ひまわりの種子	2	登録		2							4
サルシフィー	1	登録		1							4	ごまの種子	2	登録		2							4
アーティチョーク	1	登録		1							4	べにばなの種子	2	登録		2							4
デコリ	1	登録		1							4	綿実	2	登録		2							4
エンダイブ	1	登録		1							4	なたね	2	登録		2							4
しゅんぎく	1	登録		1							4	その他のオイルシード	2	登録		2							4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	登録		1							4	ぎんなん	2	登録		2							4
その他のきく科野菜	1	登録		1							4	くり	2	登録		2							4
たまねぎ	1	登録		1							4	ペカン	2	登録		2							4
ねぎ(リーキを含む。)	1	登録		1							4	アーモンド	2	登録		2							4
にんにく	1	登録		1							4	くるみ	2	登録		2							4
にら	1	登録		1							4	その他のナッツ類	2	登録		2							4
アスパラガス	1	登録		1							4	茶											
わけぎ	1	登録		1							4	コーヒー豆											
その他のゆり科野菜	1	登録		1							4	カカオ豆											
にんじん	1	登録		1							4	ホップ	10	登録		10							4
パースニップ	1	登録		1							4	その他のスパイス	2	独立									
パセリ	1	登録		1							4	その他のハーブ	1	独立									
セロリ	1	登録		1							4												
みつば	1	登録		1							4												
その他のせり科野菜	1	登録		1							4												
トマト	1	登録		1							4												
ピーマン	1	登録		1							4												
なす	1	登録		1							4												
その他のなす科野菜	1	登録		1							4												
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	登録		1							4												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	登録		1							4												
しろうり	1	登録		1							4												
すいか	2	登録		2							4												
メロン類果実	2	登録		2							4												
まくわうり	2	登録		2							4												
その他のうり科野菜	1	登録		1							4												
ほうれんそう	1	登録		1							4												
たけのこ	1	登録		1							4												
オクラ	1	登録		1							4												
しょうが	1	登録		1							4												
米成熟えんどう	1	登録		1							4												
米成熟いんげん	1	登録		1							4												
えだまめ	1	登録		1							4												
マッシュルーム	1	登録		1							4												
しいたけ	1	登録		1							4												
その他のきのこ類	1	登録		1							4												
その他の野菜	1	登録		1							4												

オキシ銅 (OXINE-COPPER)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉																	
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓																	
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓																	
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分																	
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳																	
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フルメツラム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	トリアゾロピリジン環を有する	分枝鎖アミノ酸合成酵素であるアセトラクテートシンターゼの活性を阻害する	除草剤	・ 米国資料 ・ 豪州資料 ・ 亜急性毒性（ラット）に関する資料

【審議の経緯】

- （１）旧確認評価第一部会 第 26 回会合（2009 年 8 月 26 日）において、1 回目の審議が行われた。その結果、情報不足により「ラットの 90 日間亜急性毒性試験」において NOAEL が求められず、ADI 設定に至らなかった。ADI の設定にはデータの確認が必要であるため、当該試験の報告書の提出が要求された。
- （２）追加資料の提出を受け、第 23 回評価第三部会（2013 年 1 月 18 日）において 2 回目の審議が行われ、ADI が設定された。

【試験成績の概要】

- （１）動物体内運命試験において、ラットにおけるフルメツラムの体内吸収率は少なくとも 51～70%TAR と推定された。組織残留性は非常に低く、主要排泄経路は尿中であつた。尿及び糞中放射能の主要成分は未変化のフルメツラムであつた。
- （２）植物体内運命試験において、植物体内の残留放射能は処理後経時的に減少し、とうもろこし試料からはほとんど検出されなかった。だいた試料においても残留放射能度は低く、子実中からフルメツラムは検出されなかった。
- （３）主な毒性は、肝臓（ALP 増加等）及び腎臓（尿細管間質性腎炎等）に認められた。
- （４）発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

フルメツラム (FLUMETSULAM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪	加	E	N	類
農産物に係る基準値												みかん											
米(玄米)												なつみかん											
小麦	0.05	海外					0.05				5	なつみかんの外果皮											
大麦	0.05	海外					0.05				5	なつみかんの果実全体											
ライ麦	0.05	海外					0.05				5	レモン											
とうもろこし	0.05	海外				0.05	0.05				5	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)											
そば												グレープフルーツ											
その他の穀類	0.05	海外					0.05				5	ライム											
												その他のかんきつ類果実											
大豆	0.05	海外				0.05	0.05				5	りんご											
小豆類	0.05	海外					0.05				5	日本なし											
えんどう	0.05	海外					0.05				5	西洋なし											
そら豆	0.05	海外					0.05				5	マルメロ											
らっかせい	0.05	海外					0.05				5	びわ											
その他の豆類	0.05	海外					0.05				5	もも											
ばれいしょ												ネクタリン											
さといも類(やつがしらを含む。)												あんず(アブリコットを含む。)											
かんしょ												すもも(プルーンを含む。)											
やまいも(長いもをいう。)												うめ											
こんにやくいも												おうとう(チェリーを含む。)											
その他のいも類																							
てんさい												いちご											
さとうきび												ラズベリー											
												ブラックベリー											
												ブルーベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												クランベリー											
だいこん類(ラディッシュを含む。)												ハuckleberry											
かぶ類の根												その他のベリー類果実											
かぶ類の葉																							
西洋わさび												ぶどう											
クレソン												かき											
はくさい												バナナ											
キャベツ												キウイ											
芽キャベツ												パパイヤ											
ケール												アボカド											
にまつな												パイナップル											
きょうな												グアバ											
チンゲンサイ												マンゴ											
カリフラワー												パッションフルーツ											
ブロッコリー												なつめやし											
その他のあぶらな科野菜																							
ごぼう												その他の果実											
サルシフィー																							
アーティチョーク												ひまわりの種子											
デコリ												ごまの種子											
エンダイブ												べにばなの種子											
しゅんぎく												綿実											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)												なたね											
その他のきく科野菜												その他のオイルシード											
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)												くり											
にんにく												ペカン											
にら												アーモンド											
アスパラガス												くるみ											
わけぎ												その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜																							
にんじん												茶											
パースニップ												コーヒード											
パセリ												カカオ豆											
セロリ												ホップ											
みつば												その他のスパイス	0.1	独立									
その他のせり科野菜												その他のハーブ	0.1	独立									
トマト																							
ピーマン																							
なす																							
その他のなす科野菜																							
きゅうり(ガーキンを含む。)																							
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																							
しろうり																							
すいか																							
メロン類果実																							
まくわうり																							
その他のうり科野菜																							
ほうれんそう																							
たけのこ																							
オクラ																							
しょうが																							
米成熟えんどう																							
米成熟いんげん																							
えだまめ	0.05	海外				0.05					5												
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜	0.1	海外					0.1				5												

フルメツラム (FLUMETSULAM)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.1	海外					0.1				5						
豚の筋肉	0.1	海外					0.1				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外					0.1				5						
牛の脂肪	0.1	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.1	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	その他									6-3						
牛の肝臓	0.2	海外					0.2				5						
豚の肝臓	0.2	海外					0.2				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.2	海外					0.2				5						
牛の腎臓	0.2	海外					0.2				5						
豚の腎臓	0.2	海外					0.2				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.2	海外					0.2				5						
牛の食用部分	0.2	海外					0.2				5						
豚の食用部分	0.2	海外					0.2				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.2	海外					0.2				5						
乳	0.1	海外					0.1				5						
鶏の筋肉	0.1	海外					0.1				5						
その他の家禽の筋肉	0.1	海外					0.1				5						
鶏の脂肪	0.1	その他									6-3						
その他の家禽の脂肪	0.1	その他									6-3						
鶏の肝臓	0.1	海外					0.1				5						
その他の家禽の肝臓	0.1	海外					0.1				5						
鶏の腎臓	0.1	海外					0.1				5						
その他の家禽の腎臓	0.1	海外					0.1				5						
鶏の食用部分	0.1	海外					0.1				5						
その他の家禽の食用部分	0.1	海外					0.1				5						
鶏の卵	0.1	海外					0.1				5						
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

アラクロール（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・適用拡大 ・飼料中基準値設定	酸アミド系	超長鎖脂肪酸の 合成阻害	除草剤	・作物残留試験（えだまめ、 ブロッコリー） ・家畜残留試験（ウシ、ブ タ等） ・代謝物[48]ナトリウム塩 を用いた試験成績を追記 （ラット動物体内運命試 験、ラット急性毒性試験、 ラット 91 日間亜急性毒性 試験、ラット発生毒性試験、 遺伝毒性試験、細胞増殖に 対する影響）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 飼料中基準値設定及び適用拡大（えだまめ、ブロッコリー）に係る諮問による第2版の審議。
2. アラクロール又は代謝物を分析対象化合物とした家畜残留試験の結果、残留量は検出限界未満であるか僅かであった。
3. EPA 資料に記載されている代謝物[48]ナトリウム塩を用いた試験の結果、代謝物[48]ナトリウム塩はラット体内でほとんど吸収及び代謝されず、速やかに排泄されることが示唆された。LD₅₀は 6,000 mg/kg 体重より高く、催奇形性は認められず、小核試験の結果は陰性であった。

以上より、暴露評価対象物質及び ADI の変更はないと思われる。

アラクロール(ALACHLOR)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	E U	N Z	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	E U	N Z	類型
農産物に係る基準値												みかん											
米(玄米)												なつみかん											
小麦												なつみかんの外果皮											
大麦	0.05	登録		0.05							4	なつみかんの果実全体											
ライ麦	0.05	登録		0.05							4	レモン											
とうもろこし	0.2	現行	0.2									オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)											
そば	0.05	登録		0.05							4	グレープフルーツ											
その他の穀類	0.1	現行	0.1									ライム											
												その他のかんきつ類果実											
大豆	0.2	現行	0.2									りんご	0.01	登録		0.01							4
小豆類	0.1	現行	0.1									日本なし	0.01	現行	0.01								
えんどう	0.05	登録		0.05							4	西洋なし	0.01	登録		0.01							4
そら豆	0.1	現行	0.1									マルメロ	0.01	登録		0.01							4
らっかせい	0.05	現行	0.05									びわ											
その他の豆類	0.1	現行	0.1																				
ばれいしょ	0.01	現行	0.01									もも											
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	登録		0.01							4	ネクタリン	0.01	登録		0.01							4
かんしょ	0.01	登録		0.01							4	あんず(アブリコットを含む。)	0.01	登録		0.01							4
やまいも(長いもをいう。)	0.01	登録		0.01							4	すもも(プルーンを含む。)	0.01	登録		0.01							4
こんにやくいも	0.01	登録		0.01							4	うめ	0.01	登録		0.01							4
その他のいも類	0.01	登録		0.01							4	おうとう(チェリーを含む。)	0.01	登録		0.01							4
てんさい	0.01	現行	0.01									いちご	0.01	現行	0.01								
さとうきび	0.01	現行	0.01									ラズベリー	0.01	登録		0.01							4
												ブラックベリー	0.01	登録		0.01							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	現行	0.01									ブルーベリー	0.01	登録		0.01							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	現行	0.01									クランベリー	0.01	登録		0.01							4
かぶ類の根	0.01	登録		0.01							4	ハuckleベリー	0.01	登録		0.01							4
かぶ類の葉	0.01	登録		0.01							4	その他のベリー類果実	0.01	登録		0.01							4
西洋わさび	0.01	登録		0.01							4	ぶどう	0.01	現行	0.01								
クレソン	0.01	登録		0.01							4	かき	0.01	登録		0.01							4
はくさい	0.01	現行	0.01									バナナ	0.01	登録		0.01							4
キャベツ	0.01	現行	0.01									キウイ											
芽キャベツ	0.01	現行	0.01									パパイア	0.01	登録		0.01							4
ケール	0.01	登録		0.01							4	アボカド	0.01	登録		0.01							4
こまつな	0.01	登録		0.01							4	パイナップル	0.01	登録		0.01							4
きょうな	0.01	登録		0.01							4	グアバ	0.01	登録		0.01							4
チンゲンサイ	0.01	登録		0.01							4	マンゴ	0.01	登録		0.01							4
カリフラワー	0.01	登録		0.01							4	パッションフルーツ	0.01	登録		0.01							4
ブロッコリー	0.01	登録		0.01							4	なつめやし	0.01	登録		0.01							4
その他のあぶらな科野菜	0.01	登録		0.01							4												
ごぼう	0.01	登録		0.01							4	その他の果実	0.01	登録		0.01							4
サルシフィー	0.01	登録		0.01							4												
アーティチョーク	0.01	登録		0.01							4	ひまわりの種子											
デコリ	0.01	登録		0.01							4	ごまの種子											
エンダイブ	0.01	登録		0.01							4	べにばなの種子											
しゅんぎく	0.01	登録		0.01							4	綿実											
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	登録		0.01							4	なたね											
その他のきく科野菜	0.01	登録		0.01							4	その他のオイルシード											
たまねぎ												ぎんなん											
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	登録		0.01							4	くり											
にんにく												ペカン											
にら	0.01	登録		0.01							4	アーモンド											
アスパラガス	0.01	登録		0.01							4	くるみ											
わけぎ	0.01	登録		0.01							4	その他のナッツ類											
その他のゆり科野菜	0.01	登録		0.01							4												
にんじん	0.01	登録		0.01							4	茶											
パースニップ	0.01	登録		0.01							4	コーヒー豆											
パセリ	0.01	登録		0.01							4	カカオ豆											
セロリ	0.01	登録		0.01							4	ホップ											
みつば	0.01	登録		0.01							4	その他のスパイス	0.1	独立									
その他のせり科野菜	0.01	登録		0.01							4	その他のハーブ	0.01	独立									
トマト																							
ピーマン																							
なす																							
その他のなす科野菜																							
きゅうり(ガーキンを含む。)																							
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																							
しろくり																							
すいか																							
メロン類果実																							
まくわうり																							
その他のうり科野菜																							
ほうれんそう	0.01	現行	0.01																				
たけのこ	0.01	登録		0.01							4												
オクラ																							
しょうが	0.01	登録		0.01							4												
米成熟えんどう																							
米成熟いんげん																							
えだまめ																							
マッシュルーム																							
しいたけ																							
その他のきのこ類																							
その他の野菜	0.01	登録		0.01		0.1					3-1												

アラクロール(ALACHLOR)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.01	海外				0.02		0.001			5						
豚の筋肉	0.01	海外				0.02		0.001			5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外				0.02		0.001			5						
牛の脂肪	0.02	海外				0.02					5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.02	海外				0.02					5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.02	海外				0.02					5						
牛の肝臓	0.02	海外				0.02					5	ミネラルウォーター類					
豚の肝臓	0.02	海外				0.02					5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.02	海外				0.02					5						
牛の腎臓	0.02	海外				0.02					5						
豚の腎臓	0.02	海外				0.02					5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.02	海外				0.02					5						
牛の食用部分	0.02	海外				0.02					5						
豚の食用部分	0.02	海外				0.02					5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.02	海外				0.02					5						
乳	0.01	海外				0.02		0.001			5						
鶏の筋肉	0.01	海外				0.02		0.001			5						
その他の家禽の筋肉	0.01	海外				0.02		0.001			5						
鶏の脂肪	0.02	海外				0.02					5						
その他の家禽の脂肪	0.02	海外				0.02					5						
鶏の肝臓	0.02	海外				0.02					5						
その他の家禽の肝臓	0.02	海外				0.02					5						
鶏の腎臓	0.02	海外				0.02					5						
その他の家禽の腎臓	0.02	海外				0.02					5						
鶏の食用部分	0.02	海外				0.02					5						
その他の家禽の食用部分	0.02	海外				0.02					5						
鶏の卵	0.02	海外				0.02					5						
その他の家禽の卵	0.02	海外				0.02					5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

【既に食品影響評価の結果を有している農薬】

エトキサゾール（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大	オキサゾリン環を有する	キチン生合成阻害	殺虫・殺ダニ剤	・ 農薬抄録 ・ 作物残留試験成績（かんしょ） ・ 植物体内運命試験（ワタ） ・ 90日間亜急性毒性試験（最大耐量設定試験）（ラット） ・ 90日間亜急性毒性試験（肝肥大に関する検討試験）（ラット） ・ 2年間慢性毒性/発がん性併合試験（ラット） ・ 18か月間発がん性試験（マウス） ・ 遺伝毒性試験（TA102株を用いた Ames 試験、マウスリンフォーマ TK 試験、UDS 試験）

1. 適用拡大申請に伴う基準値設定に係る諮問による第3版の審議。
2. 抄録に収載されていなかった試験データについて追加提出された。